

## 第4回新潟市障がい者施策審議会 会議録

【日 時】平成30年3月22日（木）午後3時00分から午後5時00分

【場 所】白山会館 1階 芙蓉の間

【出席者】

<委 員>

有川会長、松永会長代理、石川委員、富田委員、高井委員、丸山委員、佐藤委員、片桐委員、宇治委員、多賀委員、本間委員、松井委員、布施委員、広岡委員  
計14名（欠席委員：熊谷委員）

<関係課>

こども政策課、こども家庭課、こころの健康センター、学校支援課、各区健康福祉課  
<事務局>

福祉部長、障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課職員

【傍聴者】2名

---

### 1. 開会

（司会）

では、少し早いですが、皆様おそろいですので、ただいまから、平成29年度第4回新潟市障がい者施策審議会を開会いたします。

お忙しいところ、審議会に出席いただきまして、ありがとうございます。私は本日の進行を務めます、障がい福祉課課長補佐の佐藤と申します。よろしく願いいたします。

本日の会議につきましては、議事録作成のため、録音をさせていただきますので、よろしく願いいたします。また、委員の皆様のご発言の際には、職員がマイクをお持ちしますので、お手数ですが、挙手をお願いいたします。

会議に入ります前に、配布資料の確認をお願いいたします。初めに、事前にお送りいたしましたものですが、

- ・本日の次第
- ・出席者名簿
- ・座席表
- ・【資料1】パブリックコメントの実施結果について
- ・【資料2-1】第5期新潟市障がい福祉計画・第1期新潟市障がい児福祉計画（最終案）
- ・【資料2-2】第5期新潟市障がい福祉計画・第1期新潟市障がい児福祉計画 資料編(案)
- ・【資料3】平成30年度の主な事業

以上の7点となっています。

また、本日、机上配布しましたもので

- ・座席表
  - ・【資料3-2】共生のまちづくり条例関連事業別紙
- A3サイズのものでございますが、「共生のまちづくり条例関連事業別紙」というものを配布させていただきました。お手元にごございますでしょうか。なければ、事務局のほうに教えていただければと思います。

次に、本日の委員の出席状況ですが、委員 15 名のうち、熊谷委員から欠席のご連絡をいただいておりますので、14 名の委員の方々が出席されており、過半数に達しておりますので、この審議会が成立していることをご報告いたします。

## 2. 福祉部長挨拶

(司会)

それでは、開会にあたりまして、佐藤福祉部長よりごあいさつ申し上げます。

(福祉部長)

皆さん、こんにちは。福祉部長の佐藤でございます。今日は4回目の施策審議会ということで、今年度につきましては、障がい福祉計画、それから障がい児福祉計画、これにつきまして、皆様からご審議を続けていただいたところでございます。

今回4回目は、その計画最終案という形のものをご示させていただくという段取りになりました。前回、3回目の審議のあと、パブリックコメントを受けたり、あるいは議会や新潟県から意見をいただいたりなどをしたものを基に、最終的に修正したものでございます。今回4回目をもちまして、この最終案をご審議いただき、最終的な形に持っていきたいというふうに考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。本日またお世話になります。よろしくお願ひします。

## 3. 議事(1)パブリックコメントの実施結果について

(司会)

では、これより議事に移らせていただきます。

これからについては有川会長に進行をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

(有川会長)

皆さん、こんにちは。寒くなったり暖かかったりで、自分の体調をコントロールすることが非常に難しい時期かなと思っておりますが、もうあと数週間もすれば、暖かい季節がまたやってくるので、それまでの辛抱だなと思っております。

本日、第4回目の審議会になります。次第にしたがいまして、議事のほうを進めさせていただきます。本日の議事については、まず議事(1)「パブリックコメントの実施結果について」です。「第5期新潟市障がい福祉計画・第1期新潟市障がい児福祉計画」の素案についてのパブリックコメントの概要、市民から寄せられた意見の概要、及びそれに対する市の考え方について説明していただきます。次に、議事(2)「第5期新潟市障がい福祉計画・第1期新潟市障がい児福祉計画」の最終案及び資料編として、素案からの修正が行われた最終案について説明していただき、加えて、本計画の補足資料としての資料編の内容についても、併せて説明していただきます。議事は、この2点になります。

その後、報告事項として、(1)「平成30年度の主な事業について」説明をしていただきます。本日の議事及び報告事項の流れは、以上ようになっております。

本日の審議会は、午後5時終了予定となっております。時間内に終了できるよう、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは議事(1)「パブリックコメントの実施結果について」、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：田中障がい福祉課長)

障がい福祉課長の田中でございます。私のほうからご説明させていただきます。失礼ながら、着座にてご説明させていただきます。

それでは議事(1)「パブリックコメントの実施結果」につきましてご説明いたします。配布してございます資料1をご覧ください。

まず①の「実施概要」についてご説明いたします。意見募集期間は、平成29年12月18日から平成30年1月18日までの1カ月間、実施いたしました。意見募集にあたりましては、市役所の市政情報室、障がい福祉課のほか、各区役所、出張所等に資料を設置いたしまして、閲覧及び意見の提出ができる体制を整えまして、「市報にいがた」、市ホームページで、パブリックコメントの実施を周知したものでございます。さらに当審議会委員の皆様や自立支援協議会委員の皆様、社会福祉審議会、障がい者福祉専門分科会の委員の皆様、そして市内の障がい福祉関係施設に資料をご送付させていただきまして、広く意見を募集したところでございます。その結果といたしましては、5名の方から合計19件のご意見をいただきました。

続いて②の「ご意見の概要と市の考え方」についてでございます。いただいたご意見につきましては、計画本文に関するもののほか、障がい福祉施策に関する要望まで、さまざまな内容に渡りますけれども、事前にご覧いただいていると思いますので、主なものとしていくつかご紹介、ご説明させていただきます。

一覧表の8番をご覧ください。「① 新潟市障がいがある人もない人も共に生きるまちづくり条例の普及・啓発」における数値目標の記述について寄せられた意見でございます。資料2-1の計画案の27ページも併せてご覧ください。資料2-1「最終案」と書かれた少し厚手のものでございます。これの27ページの上の(6)の①が、該当する所でございます。それと先ほどのA3縦の資料と併せてご覧ください。いただきましたご意見の内容は「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の普及・啓発の目標値が低いのではないかと。100パーセントに達するのは難しいだろうが、本条例を知らない人はまだまだ多いと感じる」というものでございます。

これにつきましては、A3縦の資料1の右の欄にあるとおり、ほかの自治体の周知実績を参考に設定した3年間の目標値であること、目標達成後はさらに高い目標設定も併せて検討していく予定があるということ、今後、企業や団体に対する本条例の研修会や、条例紹介のリーフレットの頒布などを通しまして、継続的に普及率の向上に努めていくことを、市の考えとしてお示したところでございます。この意見に関する計画案の修正はなしということとさせていただきますというふうに考えております。

続いて、資料1の9番をご覧ください。「5 各年度の活動指標とその確保のための方策」について寄せられた意見でございます。計画案最終案のほうでは31ページから47ページが該当してございます。ご意見の内容といたしましては、「利用者の人数だけでなく、対応に必要な職員数と、現在は何人体制で対応しているかを入れてほしい。実施にあたっての課題も、注記で記載したらどうか。また、サービスの供給量見込みについて、『人分(月)』、『人日分(月)』とありますが、何日で計算しているかがわかるように、下に『21日で計算』と付記したらどうか」というものでございます。

これについては、障がい者支援区分や事業所の加算申請の状況などにより、職員数が異

なるため、掲載が困難であること。課題については、全体としては、この厚いほうの計画案の44ページの(2)「障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方」で示しておりまして、個別サービスの課題については、日常業務の中で個別に検討していくということ。また、サービス見込み量の単位については、わかりやすいように記載することを市の考えとして、A3の資料1の備考欄の所に記載したところでございます。具体的には、単位についての解説部分を設けましたので、後ほどご説明させていただきたいと思っております。

それでは、A3の資料1の、裏面の12番をご覧ください。「(5)各年度の活動指標一覧表における各記述」について寄せられたご意見でございます。計画案にしますと43ページから46ページでございます。まずはこの資料1を見ていただきたいのですが、ご意見の内容は「今後3年間でグループホーム、放課後等デイサービス、移動支援、日中一時支援のサービス見込み量が大幅に増加しているが、それを実行するための具体策を、この福祉計画に盛り込む必要があるのではないかと。また、サービス見込み量を増やすということは支援員増員が不可欠と思われるが、支援員確保のためにどのような対策を今後進めていく予定であるのか。逼迫している重度障がい者の支援が後回しにならないよう、補助金の増額や、支援員のレベルアップのための具体的な対策が必要かと思われる」というものでございます。

これにつきましては、備考欄にありますように、具体策については、サービスごとに日常業務の中で個別に検討すること。支援員増員については、来年度、共生型サービスが開始されることを受け、介護保険サービス分野と連携しながら人材の確保に努めていくこと。補助金については、積極的に確保していくとともに、新潟市独自の強度行動障がい者(児)の支援員育成事業も継続していくことを、市の考えとしてお示しさせていただいたところでございます。この意見に関する計画案の修正はなしにさせていただきたいというふうに考えております。

以上、主なものについてご説明させていただきました。パブリックコメントの結果を受けての修正は、9番の意見に関する1カ所ということでございます。なお、すべての意見について、今後の施策に参考にさせていただきたいというふうに考えております。議事(1)についての説明は以上でございます。

(有川会長)

ありがとうございました。ただいま事務局からの説明がありましたが、お聞きになりたいことやご意見はありますでしょうか。はい、富田委員。

(富田委員)

私もパブリックコメントを挙げさせてもらったんですけども、19件挙がっていて1件だけしか修正がないということと、あと、この審議会でも必死に意見をさせていただいているのですが、強調されれば良いほうで、ほとんどいつもどおりの福祉計画かなというふうな感想を持ちました。

そして、具体策というのがやはり大事だと思うのですが、サービスごとに日常業務の中で個別に検討していくということですが、やはり市から強く具体策というのを提示しなければ、実現できないのではないかなと思っております。

県の集計なのですが、数字を伝え聞いただけなのですが、強度行動障がい者というのが

64名いるそうです。者が22名で、児が42名。この方たちはもう本当に毎日、わらをもすがる思いで、毎日生活されています。私の身近にも、本当に八方ふさがりだと言って頭を抱えているお母さんもいますので、今までと変わらないやり方では、何も解決しないと思います。なので、一步踏み込んで、具体的に進めなければならないと思うので、そのためにも、グループホームに関する部会とかワーキングチームが必要なのではないかと思います。

そして、もう1点、日中一時のほうも同じなのですが、今、うちの子が日中一時を利用しているのですが、最近本当に問い合わせが多いそうです。受けたいんだけど、スタッフが足りなくてお断りしているというような感じで、申し訳ないとおっしゃっていました。やはり放課後デイが当たり前の世代が続々と卒業になるので、これからすごく大問題になるのではないかと思いますので、加算の問題やスタッフの問題を含めて、こちらも部会とかワーキングチームが必要なのではないかと思います、いかがでしょうか。

(有川会長)

いかがでしょうか。

(事務局：杉本介護給付係長)

介護給付係ですが、自立支援協議会でも話が出ていて、来年度以降、また広岡会長と協議させていただきながら、どの部会になるかは未定ですが、自立支援協議会が主体となって、ワーキンググループということでいくつか設立する予定があるのが1つです。

あと、富田さんがおっしゃった、地域生活支援拠点等ということで、それが来年度から始まります。ただ、スモールスタートということで始めるので、対象としては強度行動障がい者(児)ということで、ちょっと今、資料がないのですが、60名程度でまず始めさせていただいて、それが強度の支援に関する第一歩ということになろうかなと考えておりますし、あとで予算のほうでも説明しますが、支援体制、あとは設備のほう、グループホームだけではちょっと強度の方が難しいというのもありますので、いろいろなことを調整しながら、強度対応のグループホームを増やすべきというのは積極的に行こうと思いますので、ご意見参考にさせていただきますが、よろしく願います。

(有川会長)

広岡委員、願います。

(広岡委員)

自立支援協議会の広岡です。本当に今、富田委員が言われたように、目の前に非常に困っているという方がおられるということは事実だと思います。自立支援協議会でも、先回行った際に、いろいろな課題が非常に挙がってきます。その課題を挙げるだけでどう対応したらいいのかという場がなかったということで、今回も事務局会議等々で挙げさせてもらって、継続審議ということにはなっているのですが、この4月から、本当にまだ名前も何も決まってないのですが、部会なのか、ワーキングチームなのか、何々班なのか、そういった、集まってまず話をし合って、前に進んでいこうというような意気込みで、本年度から自立支援協議会ではやっていきます。

その中でも本当に療育とか就労、それから権利擁護とかを分けた中でやっていきたいと思っていますし、また、それを一生懸命やっている地元の団体、協議会、ネットワーク等々がいっぱいあるんですね。そういった所にまず意見を聞いてから、何が問題なのかという

ことを、一歩前に進んだ審議をこれからやっていきたいと思っておりますので、そのところは本当に、30年度から自立支援協議会でしっかりとその辺を考えてやっていきたいと思っておりますので、また富田委員さんからもご意見等頂戴したいと思っております。以上です。

(有川会長)

ありがとうございました。この件につきまして、ほかに何かご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

多分すごく大事なことは何かと言うと、こうした計画をつくるということと、具体的な課題や問題にどう対応していくかということが、どのぐらい距離が縮まっているのかどうか、近いかどうかということだと思います。

今のお話も、自立支援協議会、ここでいろいろな問題が実際起こってきている。それが今回の計画のどの部分にどう反映してきているのかということが、やはり若干見えにくくなってしまっているところが、今のご意見の、非常にわれわれが目しなればいけないポイントなのかなと思っています。

僕もそれはすごく感じていて、やはり具体的というところが見えにくいと、人って何をしたいか、よくわからなかったりするんですね。ですので、今のお話ですと、これから先、ワーキング、部会、どのような形でつくっていくかということはまだ検討段階ということですが、ぜひやはりこの辺、具体的に動いていくための仕組みということ、今後少しバックアップしていただくと、この計画がただの計画で終わらない、もう少し踏み込んだものになっていくのかなということ、今のお話を伺っていて感じました。

ほかにご意見等、ございますでしょうか。

私のほうから1点、資料1の19ですが、今のことに少し関連すると思うのですが、「地域生活支援広域調整会議等の実施」というところが、パブリックコメントの中では「1回開催で十分な話し合いができるのか」というコメントに対して、「広域なので、1回開催」という説明になっていると思うのですが、多分パブリックコメントのほうの意図というのは、もうちょっと機能的な側面の話で、回数というより、「これで十分なんですか」という、多分問いだと思うんですね。それで「1回やりますから」ということでは、多分ちょっと違うのかなというふうに、読んでいて気になったところです。

同じように、やはりサポート従事者の見込み数ということもここに書かれていますが、恐らくご意見の趣旨というのは「それに対して十分な情報の共有ができますか」という問いだと思うのです。その辺りのところが、少し市のほうの回答と、実際に問うているご意見というところが、あまりかみ合っていないかもしれないと読んでいて思ったのですが、この辺りいかがでしょうか。

(事務局：こころの健康センター)

こころの健康センターから説明させていただきたいと思っております。この「広域調整等事業」というのは、新潟市だけではなくて、周辺自治体を含めた会議ということになって、その説明がこの計画の中に細かく書かれていないので、少し言葉足らずになってしまって、大変申し訳ないのですが、もちろんこの広域の会議のほかにも、市の内部において、この会議にありますさまざまな会議を、自立支援協議会等もちろん行いますが、そういった会議を通じて、県域内の話し合い、市内、市の内部での話し合いというものはしていく。それをまとめて、市外の、他の市町村も含めた、新潟県域としての広い管理をしていくとい

う意味なので、少し言葉足らずでご理解がいただけない部分が、こちらの説明が少し足りない部分があったかと思いますが、意味としてはそういったこととさせていただきます。

また、2つ目のピアサポーターのほうで、質問の意味がよく読み取れずに、こんな回答になっておりますが、ピアサポート事業につきましては、ピアサポーターさんは毎年、まったく同じ方ではないのですが、同じ方が続いていくことによって、ピアサポートに関する取り組みとか技術といったものを磨いていくということももちろんあるかと思いますが、行政の側としては、もちろん引き継ぎは十分に行っていくというところで、このご質問がピアサポート従事者の方の人事異動という意味なのか、それともこちら側の、行政サイドの人事異動なのか、よく読み取れなかったので、質問の回答が曖昧になっておりますが、引き継ぎという点では、十分に行っていくということになろうかと思っております。

そういった意味で、質問の回答が、こちらの読み取りが甘くてあいまいになってしまっていて、申し訳なかったと思いますが、中身としては十分に、ピアサポーターさんとしても、また行政のほうとしても、十分に引き継ぎは行っていくというふうに考えております。

(有川会長)

ありがとうございました。パブリックコメントをこういう形でいろいろな意見を挙げていただく方は、おそらくとても熱心な方だと思います。その方たちに対して回答していくときに、やはり言葉が足りないということで、もちろんそれは議論の中で深まっていくこともあるとは思いますが、やはりどうしても、パブリックコメントを挙げて、どういうふうに返ってくるかということが多分待っておられる方たちですので、その辺りのところで、できるだけ詳しく、こちら側の意図がしっかり伝わっていくような表現をしていただくほうが、おそらく挙げたかいたがあったというふうに思っていたのが一番ですので、その辺り、ぜひお願いしたいなと思っております。

ほかに皆さんのほうでいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは意見が出そろったようですので、議事(1)については終了させていただきます。

#### 4. 議事(2)「第5期新潟市障がい福祉計画・第1期新潟市障がい児福祉計画最終案及び資料編

(有川会長)

では、引き続きまして議事(2)「第5期新潟市障がい福祉計画・第1期新潟市障がい児福祉計画最終案及び資料編について」に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：田中障がい福祉課長)

それでは、議事(2)「第5期新潟市障がい福祉計画・第1期新潟市障がい児福祉計画最終案及び資料編」についてご説明いたします。

それでは、資料2-1をご覧ください。本計画の概要や記載内容につきましては、前回の審議会でご説明させていただいているところですので、全体については割愛させていただき、今回は、前回の審議会から修正を行った点についてご説明させていただきます。計画の修正にあたりましては、パブリックコメントで寄せられたご意見や市議会の意見聴取、そして県との調整を踏まえて行いました。

まず、資料2-1の3ページをご覧ください。④「地域共生社会の実現に向けた取り組

み」、このうちのイでございます。イの部分におきまして、共生型サービスに関する記載を拡充して、記載させていただいたところでございます。

続きまして 22 ページをご覧ください。22 ページの（１）、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」について、この表中にあります数値や備考と、その表の下の考え方における記載を変更させていただきました。前回の案までにおきましては、地域生活への移行者数の目標値を、４年間分の 52 人ということで記載しておりましたが、これを 3 年間分の 39 人ということでの記載に変更させていただきました。当初は、平成 28 年末の施設入所者数を参考に、29 年度から 32 年度までの 4 年間の移行者数の見込みを基に目標設定とするという国の指針に沿って、４年間分ということで記載しておりましたが、内容を県に示したところ、４年間分の目標値のうち、記載するのは、この計画期間である 3 年間分の記載としたほうが良いというご意見を頂いたところでございますので、そのように変更させていただいたところでございます。なお、いずれにいたしましても、1 年当たりの 13 人の移行者数を見込むということには変更がございません。

続いて 31 ページをご覧ください。「5 各年度の活動指標（サービス見込み量）とその確保のための方策」の冒頭部分の実線で囲んだところに、本項目の各指標における単位などについて、解説を加えたところがございます。これはパブリックコメントを実施した際に寄せられたご意見を参考に、修正を行った部分になってございます。

次に 37 ページをご覧ください。県からいただいた意見で、表記の仕方を変更した箇所がございます。⑤の「居宅訪問型児童発達支援」、⑨の「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置」の部分につきまして、当初は見込み量を 0 という形で表記しておりましたが、正確には未定という意味でございますので、0 ではなく「－」（バー）の表記ということにさせていただいて、それぞれの項目につきまして未定である理由を、そして今後の実施予定に関する記載を、追加させていただいたところでございます。

以上の変更点に加え、細かい言い回しや語句の微修正については、若干ありますけれども、説明については割愛させていただきます。

引き続きまして、資料編についてご説明させていただきます。配布しております資料の 2-2 をご覧ください。資料 2-2 の、まず 1 ページをご覧ください。こちらは本計画の策定に係るスケジュールを記載し、2 ページでは本審議会について定めた条例、3 ページでは委員の皆様の名簿を記載してございます。

その後、4 ページでございますが、4 ページから 7 ページにつきましては、用語集として、本計画に記載されている用語を抽出しまして、アイウエオ順に用語を解説してございます。

それから、続いて 8 ページをご覧ください。8 ページから 18 ページにつきましては、平成 29 年 6 月から 7 月にかけて行った、障がい者全般を対象に実施したアンケートの概要及び結果について記載してございます。

それでは最後に 19 ページをご覧ください。19 ページから 36 ページにつきましては、障がい児を対象に実施したアンケートの概要及び結果について記載したものでございます。なお、これらの 2 つのアンケートの結果につきましては、第 2 回の審議会において、委員の皆さまにすでにお示ししたものでございます。

以上で、前回の審議会における素案から修正を行った点、及び資料編の説明を終わりたいと思います。ありがとうございました。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありましたが、お聞きになりたいことやご意見はございますでしょうか。はい、富田委員。

(富田委員)

資料2-1の3ページの⑤とか6ページ、7ページ辺りが該当なのかなと思うのですが、やはりこれも具体的な要望です。やはり連携がすごく大事で、あと、なかなか教育委員会の方にお話しすることがないので、この機会にちょっと言わせていただきたいのですが、この時期、入学式の初日とか、始業日の本当に第1日目はすごく大事で、その日うまく過ごせるかどうかというので、その1年が変わってくるような、本当に重要な日だと思うのです。

市の教育委員会のホームページを見たところ、入学支援ファイルというのをつくってくださって、ありがとうございます。これを最大限に有効に使っていただくために、もしできたのならのですが、4月に異動になったのを口外できるようになったら、もう入学式とか始業日を待たずに、その支援級の先生と保護者が連絡を取って、本人の情報とかそういう連絡を取るということができないかなと思いました。

あと、お母さんに入学式の流れを伝えるだけでも、本人は入学式がすごくスムーズに過ごせると思いますし、理解できる形で、先生がまた本番のときは視覚支援をつくってくださっていただければ、すごく素晴らしいと思います。あと本人が興味のあること、電車だとか動物だとかというのがわかれば、校長先生の話が長い間に、絵カードを10枚ぐらいつくって、それを見ているだけでも、校長先生の話はずっと静かに聞くこともできるので、そういった具体策をぜひ詰めていただければなと思いました。

(有川会長)

ありがとうございます。この件につきまして事務局お願いします。

(事務局：高橋管理係長)

ご意見、ありがとうございます。そういう個別の非常に細かいところまで、この計画に一気に載せることは非常に難しいということは、ご理解いただきたいと思います。

先ほどの自立支援協議会のほうで、ワーキンググループを立ち上げて、いろいろ検討する予定があるということとも関連しますが、そういった個別の検討状況などを、ご希望があれば、その都度、今後の施策審議会の中でお示しして、そこでまたご意見をいただくというような進め方が考えられるかと思いますので、ただいまの件は、教育委員会のほうで取り組んでいただく内容だと思いますが、可能なのかどうかも含めて、これからちょっと調整させていただいて、その結果をこの次の会議のときにお示しするというような、そういった流れではいかがでしょうか。

(富田委員)

次、ぜひお願いいたします。

(事務局：高橋管理係長)

それをお願いいたします。

(有川会長)

学校支援課のほう、よろしいですか。

(事務局：学校支援課)

はい、学校支援課でございます。ただいまは貴重なご意見をありがとうございました。入学式、それから1学期の始業式の過ごし方につきましては、今お話しいただきましたように、個々の子どもさんの具体的な対応については、ぜひ学校のほうに連絡を取り合っていて、具体的に相談を進めていただくのが私もいいと思います。実際、市内の小学校で、入学式の前に入学式用に飾られた体育館に行って、いつもと違う体育館なわけです。事前に自分の目で見て、自分が歩くコースを自分で歩いてみて、事前に練習をしたという話もたくさん聞いておりますので、そういった対応も可能でございますので、学校のほうにもそういった働き掛けをしていきたいと考えております。

(有川会長)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。今回、第1期障がい児福祉計画ということで、学齢期の子どもさんと福祉というところが非常に密接にというか、ほぼ重複して進んできているというところで、多分今のような質問だと思うんですね。

1つあるのは、今回福祉計画というところで、先ほど説明があったとおり、教育に関してのところまでは、細かくここの中で議論しているわけではなかったという話で、大変そのとおりだなと思っております。ただ、教育は教育において、多分計画があるわけですね。違いましたか。つまりどういうことかと言うと、今の話は、児童にかかわっていくところには、福祉も教育も基本的には同じなんですよね。そこに対して、計画書が整合性が取れているかどうかという問題は、おそらくこの先、この計画については常に出てくることだと思います。その辺りのすり合わせ等ということが、今回の策定の過程の中であったかどうかということで、もしその辺が、まだ十分すり合わせ等がないということであれば、当然それはこの計画策定後、やっていただかなくてはいけないと思います。その辺りのところだけ、ちょっと私は、ここの場を預かっている人間として、確認だけはしておきたいのですが、いかがでしょうか。

(事務局：高橋管理係長)

そういった、各部署で持っている計画とか取り組み等に反しないような、そういう内容にするために、事務局の体制として各課が加わっていて、この内容でいいということで進めてまいりましたので、基本的にはその線で整合性が取れたものになっているというふうに考えておりますし、また今後の取り組みの中で、こうした場でいただいた意見を踏まえて、より連携していけるように取り組んでいきたいと考えております。

(有川会長)

ありがとうございました。やはり連携というものが、比較的言葉として一人歩きしやすいんですね。だから、基本的にはそうですけど、この場で確認をお互いにしていますということも連携になってくるし、もう少し今のお話の質問の中にもあったんですけども、かなり細かい実務的な部分まで含めて、連携というものも当然あるわけなので、その辺りのところはもちろん分けて考えなければいけないのですが、われわれがこの連携という言葉を使うときに、かなり抽象的な物事で、何となく皆さん理解はしているけど、具体的に聞かれると、それぞれがそれぞれのイメージを持ってしまうというものがやはりありますので、その辺りのところを、細かく詰めるときはやはりいろいろなことが出てくる。も

ちろんここは計画策定の場なので、その辺りがかなり広く取られていることはあるのですが、やはりその計画を読んだ時点で、具体的に言うところのことを私はするんだな、こういうことが必要なんだなというところに行けるようなものになっていく必要性は今後あるかなと思います。先ほどのやり取りと同じことなのですが、その辺りの話を詰めていただければと思っております。

ほかに、皆さんのほうでご意見等ございますでしょうか。はい、高井委員。

(高井委員)

高井です。よろしく申し上げます。ちょっと感覚的な話でもありますし、また今のお話と少し近いのかなと思って、思いつきみたいに、今発言させていただくのですが、基本的な考え方、7ページのところで「特別な支援が必要な障がいのある子ども」という表現が出てくるのですが、インクルーシブというふうに考えたときに、障がいのある人もない人もというふうに考えたときに、それは「特別な質の高い支援」というような「特別」という意味だと思うのですが、感覚的なところで、やはり市民の皆さんが目にするときに、このところが区分になってしまわないかと思って、少し違和感があったところです。

福祉と教育というところで、確かなところは覚えてないのですが、横浜市では特別支援学級のことを個別支援学級というふうに呼ぶそうです。特別な支援というところを個別の支援というふうな考え方、言葉だけかもしれないのですが、表に出たときに受ける印象が違ってくるのかなという印象を持っています。

(有川会長)

ありがとうございました。表現のところですかね。「特別な」という表現のところに。

(高井委員)

区分になるという印象があるということです。

(有川会長)

わかりました。いかがでしょうか。

(事務局：高橋管理係長)

今のご質問についてなのですが、「特別な」という言い回しが、あえて区別しているように感じられるというような、そういう趣旨でよろしいですか。

(高井委員)

はい。それは受けて当然の支援なわけですよ。

(事務局：高橋管理係長)

わかりました。この部分について、そういう気持ちを持たれる方もいらっしゃるということがわかったのですが、似たようなところで、先ほどのパブリックコメントの結果の資料1、これの17番にも同じようなお話がありまして、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」、この部分で『精神障がいにも対応した』とあえて言うのはどうなのか」というようなご意見をいただいてもおりました。確かに、地域包括ケアシステムそのものが、特に精神障がいをもともと対象とはしていないとか、そういったものではありませんので、あえて書くというのはどういうことなのかという気持ちを持たれるのと、似たようなご意見だというふうに受けとめております。

今回、この計画を策定するにあたりまして、設けた項目のすべてが、国の指針に基づいて設定した項目でありまして、この実施計画に近いこの計画の中では、おおむね国の設定

している取り組みの項目ごとに、何をやっていくかというような、そういうものを定める、そういう性格の計画であるということをまずご理解いただきまして、言葉遣いの問題だとは思いますが、そういうご意見があれば、今後検討はさせていただきたいと思うのですが、取りあえずこの計画においては、国の指針にしたがった形で表記をさせていただきたいなというふうに考えております。ほかの部分で、いろいろな計画そのものをつくったり、そういった場合には、今いただいたご意見、それからパブリックコメントの中にあつたご意見を踏まえて、表現の方法を工夫させていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

(高井委員)

ありがとうございます。細かいところで、ファジーなところで申し訳なかったんですけども、確かに年金の控除の表現だと「特別障がい児」みたいな表現がありますかね。なので、新潟市様のほうで変えられない表現もたくさんあると思うのですが、もし新潟市で使う言葉であれば、そんなふうな意識で持っていくと、条例の推進にもつながるかなというふうに思います。ありがとうございます。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。すごく大事なことですよね。おそらくこれからの社会、障がいがうんぬんというよりは、多様性という問題をおそらくフィーチャーしていかなくはないけなくて、そのときに障がい面で、もちろんいろいろな制度上、必要なことがたくさんあるのですが、われわれにとって必要なことというのは、生きやすくなっていく、生活しやすくなっていくというときに、こういう言葉によって、もしかしたら誤解を受けてしまう方たちも出てくるとすれば、こうしたところを1つ1つ、これからどう変えていくかということも、今後の検討課題としてあるのかなということを感じました。

ほかにかがでしょうか。松井委員。

(松井委員)

新潟市歯科医師会の松井と申します。私は歯科医師なものですから、歯科的なことしかお話しできませんけれども、25 ページの(5)「障がいのある子どもたちの支援の提供体制の整備」に関して、平成 32 年度末時点の児童発達支援センターの有無という項目で、目標が「有」となっています。これは1カ所以上ある状態を目指すということで、ある意味目標達成されているという状況だと思います。

私は実は「こころん」に歯科検診で行っております。それで、「こころん」の所長と話しますと、多くの方がやはり「こころん」に通所を希望されるけれども、多くの方が入れない、定員オーバーでもう入れないということで、入れる人は非常に恵まれたお子さんだというふうにおっしゃっていました。「こころん」ですと、2人の歯科医師によって、年5回の歯科検診、口腔保健で回っております。こういう非常に恵まれた歯科的な体制を受けられるお子さんというのは、非常に幸せだと思います。

この 29 ページのほうに、児童発達支援センター「こころん」による、保育所等訪問支援事業を実施されているということですね。ここでどのぐらいのレベルの支援がされているのか、「こころん」と同等なぐらいのものが、このお子さんに供給されているのかというのが非常に不明確だと思うのです。

確かに児童発達支援センター、これを例えば増やすというのは一朝一夕に行くものでは

ないと思いますので、大変だとは思いますが、この「有」という表記でもう充足していると判断すべきなのか、それともまだ足りないけれども、1つであるという表記なのかということですね。

最近、就労継続支援の施設の方とお話しする機会がありまして、そのいくつかの施設の方は、やはり年齢高い方だと、口腔保健の意識を改善するのに非常に難しいということですが、最近の若い方とか施設に最近入られた方は、幼いころからよく指導されてきているので、自然に自分でも歯磨きの習慣があったりとか、そういうのが身に付いていらっしゃるということなので、もっと幼いときからそういう習慣を身に付けていただくのは非常にやはり有効だというふうにおっしゃっていました。その辺のところを、もっと強化という点では、今後どのように考えていらっしゃるかということをお聞きしたいと思います。

(有川会長)

では、事務局をお願いします。

(事務局：こども家庭科)

こども家庭課給付管理係の木島と申します。よろしくお願ひいたします。

今ほどの児童発達支援センターについてなんですけれども、確かに入所の希望が多く、入れないというところもあって、1カ所では足りないのではないかというふうなご意見もありますが、委員がおっしゃるとおり、なかなかまたセンターをもう1施設つくるとか、すぐ対応というのは難しいところもあるかと思いますが、あくまでこういった児童発達支援の支援体制の整備という中で、今私どもが行っているのは、発達支援コーディネートの養成でありますとか、そういったもので、保育園に通ってる保育士さんに児童発達支援というものを理解していただいて、早期の発見をしていただきながら、いろいろな支援体制につなげられるような体系をつくっていくというところで、まず対応しているところでございます。

そのあと、またセンターの確保、ちょっと規模が変わって確保できるのかどうかというところも含めて、検討していきたいなというふうに考えているところですが、今現在の対応としては、そういった形で行っているということで、今後についても、利用状況含めて検討していきたいというところになっております。

(事務局：杉本介護給付係長)

追加で、保育所等訪問という言葉が出たので、ご説明させていただきますが、委員のおっしゃった29ページのところなんですけれども、「こころん」による保育所等訪問支援事業を実施しますということで、現実にはまだ実施していません。それで、36ページをご覧くださいませでしょうか。保育所等訪問支援事業という障がい福祉サービスはあるのですが、今事業所の指定はないというような状態です。理由は、内容的に保育所に指導しに行くというような内容になると、なかなか民間が民間の所に指導しに行くというのは難しいのかなというところで、新潟市に現在指定というところで、うちのほうからも積極的に働き掛けているのですが、指定を取るような事業所がないところです。ですので、「こころん」のほうにお願いさせていただいて、31年度からどうにか、ハードはつくれなくても、そのようなソフトというか支援の面で、どうにかできないかというのを、併せて拡充させてもらおうかというような計画になっているところです。

(松井委員)

はい、ありがとうございます。もちろん短期的にどうこうできる話ではないと思いますが、長期的なビジョンとしてお考えいただければとは思いました。以上です。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。歯科医師さんにつきましては、私が昔所属していた地域の自治体などでは、やはり治療などは、急に歯医者さんが来ても、なかなか治療が難しいとか、そういうことはよく聞きました。その療育関係の施設の所では、歯医者さんが入れ替わりで、年ごとに替わって行って、できるだけそういう機会を多く持って、地域に障がいのある子どもたちの治療ができる範囲を増やそうという、そういった取り組み等も行っていました。やはりいろいろな点で、この先ですけれども、学齢期の部分を含めてかなり難しい側面をやってきていることも十分理解しています。その中で何ができるかということ、やはりその辺はアイデアだと思います。ぜひそうしたアイデアも含めて、今日はかなり具体的な細かい話がたくさん出てきていますが、そういうことも踏まえて、この計画書を実際に実行していくということになるのかなということ、今思いました。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、意見が出そろったようですので、議事(2)については終了させていただきます。それでは、今の検討結果を盛り込んだ上で、事務局のほうでさらに今後の検討を進めていただければと思います。

以上で、本日予定された議事については終了いたしました。何か言い残したこと等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。はい、高井委員。

(高井委員)

先ほど、ピアサポーターという言葉が出てきたんですが、わからないので教えてほしいのですが、このピアサポーターという方は、どういった方を指しますか。

(有川会長)

先ほどパブリックコメントが出てきたところですよ。

(事務局：こころの健康センター)

ピアサポーターという一般的な定義ではなくて、この計画に関するピアサポーターということでよろしいでしょうか。ピアサポーターというのは、ご存じの方もおられると思いますが、私が今さら言うのも何ですが、精神障がいに関する、地域と市民のご理解をいただくというときに、専門家からの発信ではなかなか十分ではない、かえって偏見が生まれてしまうということもあるので、当事者、ご自身が、自分自身の言葉をもって語っていただくというところで、精神障がいに関する理解を、より正確な理解をしていただいて、偏見をなくしていこうということで、当事者の方に、ご自身で障がいに関することを語っていただくということで、事業を展開しているところでございます。

(有川会長)

高井委員、よろしいですか。

(高井委員)

ピアサポーターの方が従事するという理解でいいでしょうか。

(事務局：こころの健康センター)

ピアサポーターの従事というか、今度は技能という話になってくるかと思うのですが、今現在取り組んでおりますのは、以前新潟市のほうで、各福祉サービス事業所にアンケートをいたしまして、ピアサポーターとなっていただけの方がどのぐらいいらっしゃるのか

ということで、手を挙げていただいた所をお願いをして、そこのピアサポーターさんと施設の方と、一緒に出てきていただいて、そこで市が行います、一般市民向けでありますとか、民生委員さんとか、そういった研修、また啓発の場所におきまして、発言していただく形で、従事していただいています。これは市のほうでご依頼をしてやっていただくということになっています。

(高井委員)

特に研修を受けるということが条件ではなく、そういった方のことをピアサポーターと呼ぶということでしょうか。

(事務局：こころの健康センター)

はい。研修など行っている所もありますが、特に要件としてあるわけではなくて、ピアの方が活動いただいています。温もりの会さんで言えば、以前のような活動が、まさにピアサポーターの活動ということになるということだと思います。普及啓発だけではなくて、相談にのるとか、そういった形のことも含まれてくるかと思いますが、今新潟市のほうでは、相談のほうではなくて、主に普及啓発のほうをお願いをしているところでございます。

(高井委員)

ありがとうございます。

(有川会長)

よろしいですか。

(高井委員)

はい。なかなか定義がわからなくて、名乗ればそうなのかとか、会の中でもじゃあ名乗ったらそれをピアサポーターと言えるのだろうか、お金はもらえるのだろうかとか、いろいろな話が出るんですけども、なかなかわからないねというようなことは今話しております。ありがとうございます。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。そのような件も出ているようですので、今後とも検討のほう、お願いいたします。

## 5. 報告事項(1) 平成30年度の主な事業について

(有川会長)

それでは引き続きまして、報告事項(1)「平成30年度の主な事業について」に移ります。まず、障がい福祉課担当部分について、障がい福祉課より説明をお願いします。

(事務局：田中障がい福祉課長)

それでは、報告事項の(1)「平成30年度の主な事業について」の部分についてご説明いたします。まず総括的な話ですが、来年度の予算につきましては、いろいろ報道でもありますように、基金の残高の減少などを背景に、編成当初の段階から財源不足が見込まれたということもございまして、全庁を挙げた事務事業の洗い出しと、課題に対応しつつ、必要な見直しが行われたところでございます。

障がい福祉課関連の予算につきましては、前年度と比較しますと、全体で約6パーセントの増加ということで、必要な予算を確保することができたところでございます。

それではこれから、障がい福祉課の新年度事業のうち、主なものについて、それぞれ担

当のほうから説明させていただきます。そのあと、こころの健康センター及び学校支援課が所管する部分につきまして、それぞれの部署からご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料3をご覧ください。

(事務局：高橋管理係長)

それでは、順に説明させていただきます。資料3の1ページ目をご覧ください。共生のまちづくり条例関連事業でございます。この事業につきましては、平成28年の4月に施行されました、障がいのある人もない人もともに生きるまちづくり条例の普及啓発を図るということと、あと条例推進会議を開催するという、そういった事業でございます。条例推進会議を開催していく中で、その会議の委員さんからいろいろな意見をお伺いしまして、条例や障がいに対する理解を深める取り組みを行っております。これにつきましては、来年度予算として、本当に若干でございますが、少し拡充を図って取り組んでまいりたいと考えております。来年度については、条例周知に係る研修会・講習会等を積極的に開催するとともに、障がいのある人とない人が触れ合う機会の拡大・創出を図り、ロゴマークを活用した効果的な周知啓発など、共生社会の実現に向けた「ともにプロジェクト」を推進してまいりたいと考えております。

ここで、本日机前にお配りいたしましたカラーの資料を、若干お時間いただいて説明させていただきますと思います。A3のカラーのものでございます。

3月7日に、条例推進会議の中で、今年度の取り組みを報告させていただきますとともに、来年度の方向性について検討していただきまして、確定したものでございます。この「ともにプロジェクト」については、ワーキンググループを3つ編成しまして、A、B、Cと3グループに分けて、内容別に検討を進めております。一番上がAグループの検討によるもの、中絶がBグループ、下段がCグループによる検討で進めているものでございます。

Aグループについては、今年度は、学校において障がいのある人と交流を図るということ、どうやったら推進できるかという、そういったことについて取り組みを進めまして、今年度やりましたのは、学校のほうで授業でやっていらっしゃる福祉の教育の中で、ゲストティーチャーを招いて、これは、ゲストティーチャーというのは、障がいのある当事者の方が、実際に学校に呼んでいただいて授業をするというような、そういったものを想定しているのですが、そのゲストティーチャーに対する謝礼を、こちらのほうから補助させていただきました。この授業の内容としては、講和だけではなくて、ブラインドサッカーなど、ともに体験できるもの、こういったものをできるだけ取り入れていきたいというふうに考えております。実際に取り組みされた学校は、今年度は7つの小学校に対して9回、そういった授業を受けていただいて、それに対して補助を実施しました。先生方からは、なかなか講師の方への謝礼を用意しなければいけないときに、予算化が非常に難しいということが言われていまして、こういった補助の制度は非常に助かるというようなご意見をいただいております。また、赴任先で新しい環境で授業をするような場合、学校の周辺にどういうゲストティーチャーをやっていたかのような人がいるかとか、そういう情報になかなか困っていらっしゃるということもありましたので、来年度の取り組みといたしましては、ゲストティーチャーの謝礼の補助は引き続き継続してまいります。それだけでは

なく、ここには講師内容リストと書いてございますが、ゲストティーチャーリストというものをつくって、小中学校だけではなく、高校、保育園、あとPTAなどにも働き掛けて、取り組みを拡大していきたいというふうに考えております。つきましては、このゲストティーチャーリストを、団体さんですとか福祉事業所さん、いろいろな所に、学校と連携してどういふことができるかということ、これから照会かけさせていただいて、内容を充実してまいりたいと考えておりますので、そういう照会があった場合には、ぜひ積極的にご協力をお願いしたいと思います。

時間の関係もございますので、主なものだけ説明させていただきますが、次に中段のBグループの検討ですが、こちらでは、一般企業への周知啓発を図っていく、一般企業とともにどんなことができるかということ、考えてまいりました。今年度は、①の企業との連携という所にございますとおり、バス停に障がい者アートを設置するということで、障がい者アートに取り組んでいらっしゃる障がい児者の方の技術ですとか、そういったものを広くいろいろな方から知っていただくということをやりました。今年度できたのは、県庁の近くの、セコム上信越さんの会社の前のバス停があるのですが、そこに1カ所、ご覧の写真のような障がい者アートを展示することができましたが、今これを、さらに拡大していくべく、新潟駅前、それから市役所の前のBRTのバス停につけることができないかどうか、検討を進めているところでございます。

それから、②の「ともにプロジェクト推進店」でございますが、これについては、バリアフリーですとか、そういう障がい者に配慮したような運営をされているいろいろなお店から、「ともにプロジェクト」の推進店になっていただいて、合理的配慮の考え方の普及啓発に取り組んでいただきますとともに、「ともにプロジェクト」自体の広報にもご協力いただけないかということで考えております。ホームページですとか民間のアプリを使って、お店自体のPRにもなるような、そういった形で進めていければということで、今のところ考えております。

それから下段のC、「わかりやすい広報」でございますが、まずロゴマークの作成としまして、これは「ともにプロジェクト」の一番最初の取り組みだったのですが、昨年10月ごろから、ロゴマークをつくるということで、全国で募集させていただきました。全国から163点の作品を応募いただきまして、その中から、条例推進会議のメンバー等で選んだものが、そこに書いてある、このかわいらしい「ともにプロジェクト」のロゴマークになります。このマークについては、今後いろいろなイベントで使っていきたいと思っておりますし、市のホームページで利用規定などを設けておりますが、あまり厳しく考えないで、障がいのある人となない人をつなぐような取り組みであれば、どんな取り組みに使っていただいてもいいというふうに考えておりますので、皆様方のほうで何かお取り組みをされるときに、もしできればこのマークも一緒に使っていただいて、取り組みの周知にご協力いただきたいと思っております。

次に②ですが、「ヘルプカードの作成」、これは東京都の提案するヘルプマークが、昨年の7月にJIS認定されまして、今後全国的により普及が図られていくものと思っておりますが、新潟市といたしましても、ホームページなどでこのヘルプマークの周知に協力させていただいております。その1つとして、ヘルプカードといたしまして、ヘルプマークが書いてあるこのカードの内側に、どのような助けを必要としているかというような、そういったこ

とを書いておいて、いざというときにこれを周りの人に見せていただくという、そういうのがヘルプカードになりますけれども、このカードに「ともにプロジェクト」のマークを入れさせていただいて、インターネットなどで配信して、普及を図ってまいりたいと思います。

その他③として、「動画・ホームページの作成」、これは、今年度は基本的にまだ完成してはいないのですが、短い動画をつくらうというふうを考えております。この動画ですが、障がい特性を伝えたり、あと合理的配慮の種類、こういったことが合理的配慮になるんだなという、わかりやすい短い動画をなるべくたくさん作りまして、スマートフォンなどで気軽に見ていただけるような、そういったものを構築してまいりたいと考えておりますが、具体的には来年度以降の検討になっていくというふうを考えております。

以上で、共生のまちづくり条例関連事業の説明を終わります。

(事務局：杉本介護給付係長)

続きまして、2ページをご覧ください。障がい者基幹相談支援センター事業になります。事業費は、1億2,730万6,000円となっています。45万7,000円の減となっておりますが、事務費の減ということで、事業の実施には問題ない程度の減ということであります。

事業の概要につきましては、障がいのある方からの相談や情報提供などの支援を行うほか、「共生のまちづくり条例」に係る障がい等を理由とする差別相談として、障がい者(児)が安心して地域で暮らせるよう、相談支援体制の強化を図っております。

事業内容は、いつも伝えさせていただいておりますが、いわゆる6本柱ということで、①一般相談、②地域の相談支援体制の強化に関する取り組み、③地域移行・地域定着の促進への取り組み及び支援、④権利擁護・虐待防止、⑤障がい児等療育支援、⑥で共に生きるまちづくり条例にかかる相談機関となっております。

相談件数としましては、平成29年度は見込みで28,486件となっております、件数は例年並みとなっております。

平成27年度の開設以来、さまざまなケースに対応し、実績を重ねてきたことで、当事者の皆様のみならず、関係機関への周知も進み、市内における障がい福祉体制を考える上で、欠かせない存在にもうすでになっております。

内容として、各種研修や協議会の運営、地域の支援者に対するバックアップなど、求められる機能は多岐に亘るようになってきたため、今後は適正な相談員の配置などの検討が課題となってきているところです。

続きまして3ページ、強度行動障がい者(児)支援職員育成事業についてご説明いたします。平成30年度の予算は、238万3,000円で、前年度より212万3,000円減となっておりますが、半分ぐらいになるのですが、この件につきましては、後ほど詳しくご説明させていただきます。

まず事業の内容ということで、施設・事業所の職員に対し、専門研修への参加にかかる費用の助成を行うとともに、実際に強度障がい者(児)を支援する現場での研修の場を設けることで、強度行動障がい者(児)を適切に支援できる事業所及び職員を増やし、本人またはその家族が安心して暮らせるような環境を整えております。

事業の内容としましては2つあります。1つ目が、県主催の座学による、「強度行動障がい支援者養成研修」の受講者に対し、受講料とテキスト代を助成するものです。もう1つ

は、「実施研修開催委託」です。これは、平成 27 年度より新潟市が独自として取り組んできておりますが、実施は強度行動障がい者の支援実績を有する新潟太陽福祉会さんということで、やっていただいているところです。こちらは、実際の支援の現場における研修となっているので、研修受講者からは大変好評を得ており、引き続き取り組んでこうと思います。

前年度よりも減というところでの、212 万 3,000 円の減の内容について、詳しくご説明させていただきます。こちらのほうは、下段の実施研修開催委託の受講料補助の廃止によるものです。こちらのほうの研修に出た市内の事業所の方々に対して、日当として 1 日 9,060 円補助していたのですが、こちらのほうの事業開始から 3 年経過して、受講の有益性がもう周知されておりまして、研修派遣にかかるこちらの日当部分がなくても、ある程度受講者が確保できるというような見込みとなったため、平成 30 年度よりこの部分を廃止するということになっております。この受講料補助の廃止につきましては、当初から 3 年を目途としておりました助成であり、常にアナウンスもしておりましたので、それにかかる混乱はないと思います。

なお、実績につきましてですが、平成 29 年度は、県主催の研修が 157 名、新潟市主催の実施研修につきましては、24 名の方が受講していただいております。新潟市におきまして、強度行動障がい者（児）の支援については、重要な課題となっておりますので、今後受講修了者からの意見や感想を聴取し、次年度の研修に生かすことで、より効果的な研修としていこうと思います。

また報酬体系が出たところでありますが、実は今回の報酬体系は、強度に対する加算の部分がだいぶ多いということで考えております。また、日中サービス支援型強度生活援助ということで、ただのグループホームではなくて、日中の居場所というところでの、いわゆる地域移行を強化するためのグループホームの創設などもできましたし、実生活援助というようなものもできましたし、これからまたいろいろな所に伺って、新しい加算の制度ということで、またご説明させていただく中で、まだ情報提供なのですが、今回、新年度からの加算ということでは、強度に対する加算がだいぶついたのかなと思っているところです。

続きまして、4 ページをご覧ください。放課後等デイサービス事業です。平成 30 年度の予算は 8 億 3,996 万円で、利用者の増加などにより前年度から 1 億 2,014 万 9,000 円の増となっています。放課後等デイサービスは、学校に通学している障がい児に対し、授業の終了後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進や、その他必要な支援を行うものです。

事業所数としましては、平成 30 年 4 月開設予定を含めると、市内 46 カ所となっております。

平成 29 年 4 月から、放課後等デイサービス事業所の質の向上と支援内容の適正化を図るため、サービスの提供規模に応じ、配置員が必要となる従業員の要件に、児童指導員や障がい福祉サービス経験者を加えるなど、指導員の要件を強化したところです。

また、平成 30 年 4 月からは、共生型サービスが創設され、一定の条件の下、介護保険の事業所でも、障がい児通所支援サービスの参入が可能となります。

また、平成 30 年 4 月から、児童発達支援及び放課後等デイサービスが、総量規制対象

ということで、障がい福祉サービスの中で総量規制の対象となりますけれども、その内容につきましてはこれから検討ということとなっております。

次、5ページをお願いいたします。介護給付等関連事業です。各種障害福祉サービスの提供を通じ、地域で自立した生活の推進を図ります。提供する主なサービスにつきましては、ご覧のとおりとなっております。このうち、同行援護をはじめ、移動支援、療養介護、短期入所、グループホーム、生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、B型、児童発達支援、放課後等デイサービス事業につきましては、市内事業所数や利用者数の増加に伴い、サービスの利用の増加が見込まれ、平成30年度予算では、136億5,705万2,000円で、前年度より10億7,164万1,000円の増となっております。

新しいサービスとしましては、記載の3点がありますが、まず、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律というところでは2点です。まず1点目が、就労定着支援の創設です。一般就労へ移行した障がい者に、就労に伴う生活面の課題に対し、就労継続を図るために企業・自宅等への訪問などにより、必要な連絡調整や指導・助言を行います。もう1つは、自立生活援助の創設です。一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問などの支援を行います。

続きまして、児童福祉法の改正による新サービスです。居宅訪問型児童発達支援の創設です。重度の障がい等により、外出が困難な障がい児の居宅を訪問して、発達支援を提供いたします。新サービスにつきましては、事業の詳細がまだはっきりしていない部分もあり、事業所の希望などを伺いながら、速やかに事業を開始できるような体勢を整えていこうと思っているところですが、新サービスがどのような形で、内容でというところは、まだこちらのほうでは把握しきれていない部分があります。以上になります。

(事務局：横野就労支援係長)

続きまして、6ページに移っていただきまして、(6)農業を活用した障がい者雇用促進事業ですが、平成27年度からの継続事業でございます。予算額は、平成29年度が1,612万円に対して、平成30年度は1,312万円、300万円の減となっております。

事業の内容については、(1)新潟市あぐりサポートセンターが、農家と障がい福祉施設をコーディネートすることで、障がいのある方が農業分野で活躍できるまちづくりを進めています。

次に(2)障がい福祉施設へ農作業を委託した農家に対し、1日3,000円を助成する施設外就農促進事業を実施しております。平成29年度は、延べ1,600日余りの実施が見込まれています。平成30年度は、これまで1農家につき2年間まで助成の対象としていましたが、より多くの新規農家から取り組んでいただくために、1年度限りに見直いたします。それに伴い、予算額が減少しております。30年度の見込みとしましては、約20の農家で、延べ1,000日の農作業を見込んでおります。

また(3)としまして、農林水産部のアグリパークと連携して、障がいのある人の農作業訓練を、引き続き実施します。

さらに(4)として、市内で農福連携の取り組みがより一層広がるように、農福連携セミナーや、見学会の開催を予定しております。

冬場の仕事がないとか、通いの課題がまだまだありまして、就農に結びついた例は少ないですが、利用者さんの心身の状態がよくなったという効果もありますし、工賃向上にも

つながっております。以上でございます。

(事務局：高橋管理係長)

障がい福祉課分の最後ですが、7ページ目をご覧ください。(7)社会福祉施設等整備費補助金でございます。これはグループホームですとか各種施設の整備について、市のほうから補助するという事業でございます。平成30年度予算額といたしましては、当初予算分として2,370万円、また当初予算でやるつもりだったのですが、国が補正予算を編成したことで、29年度補正として、前倒しで整備に着手したものが3,900万円ございまして、これを合わせますと、来年度に整備が進むものとしては、6,270万円分の予算を確保しております。前年度比で行きますと、マイナス5,300万円でございますが、前年は国の補正予算規模が非常に大きかったり、そういった影響で、本年度よりは若干少なくなっております。

来年度の補正分の内訳としましては、29年度補正対応分として、生活介護施設を1施設、定員10人までを見込んでおります。それから当初予算分としては、グループホームを1施設、定員6人分ということで考えております。どちらも、生活介護でいいますと、重度者の受入をしていただけることが確実にわかっているものと、それからグループホームにつきましては、施設入所の方からグループホームへの移行がある程度見込めるものという条件で、選定をさせていただいております。

以上で、障がい福祉課分の説明は終わらせていただきます。

(有川会長)

ありがとうございました。障がい福祉課担当事業の部分につきまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。はい、本間委員。

(本間委員)

基幹相談支援センター秋葉の本間です。「ともにプロジェクト」のところで、Aの障がいのある人とない人の交流の機会の創出というところの①番で、学校における障がいのある人との交流で、ゲストティーチャーへの謝礼の補助の実施ということで、とてもいい取り組みだなと感じております。私たちも実際、それこそ自立支援協議会とか区の協議会の中で活動していて、地域課題なんかいうところを話し合っていると、理解の促進というところの壁が、課題がいつも出てくるんですけども、やはりそういう方との、一般市民の方とかの、障がいのある方の理解、周知啓発となってくると、当事者の方の実際の声が一番ご理解いただけるかなというのを、日々活動していて実感しております。その中で、やっぱり声があがるのが、実際当事者の方への謝礼のお金をどうやって工面しようかと声があったので、今のお話を聞いて、とてもいい取り組みだなと思っておりまして、平成30年度はまたそれをさらに実施を継続し、その講師の内容リストを作成していただけるということで、すごくいい取り組みだなと思っております。むしろ小中学校だけでなく、児童というのはものすごく大事なところになるので、そういう所に積極的に周知啓発していただくとありがたいなと思う反面、やっぱり一般市民の方にも、そういうふうなもし機会があるようであれば、積極的に当事者の声をお届けして、そこの部分に当事者の方への謝礼の補助ということを、今後方向性というところで考えていただければなと思いました。以上です。

(有川会長)

いかがでしょうか。

(事務局：高橋管理係長)

当面学校を考えているのですが、どんどん拡充していったって、連携できる取り組みと申しますか、団体さんですとか事業者さんが、どういう形で連携できるかというのが、事例が集まっていけば、一般向けのものにも派生させていくことができるのではないかと申しております。

実際PTAさんにも働き掛けを行おうと思っておりますので、この当面つくるものが、一般の方からはまったく使っていただけないというものにはならないと思っておりますので、内容がある程度まとまりましたら、配布先などをできるだけ拡大していく方向で考えさせていただきます。

(有川会長)

本間委員、よろしいでしょうか。

(本間委員)

はい、ありがとうございます。ぜひその講師内容リストの周知もよろしく願いいたします。

(有川会長)

ほかにご質問・ご意見はございますか。片桐委員。

(片桐委員)

難病の片桐と申します。私も「ともにプロジェクト」の取り組み状況、今後の方向性についての中のC、「わかりやすい広報」の②、ヘルプカードの作成で、ぜひ話を、それこそこちらのほうも協力しますので、ロゴマークの宣伝にもなると思いますが、ヘルプカードをつくっていただけるのでしょうか。それとも私たちが考えて、このロゴマークを使わせていただけるのでしょうか。

(事務局：高橋管理係長)

今考えているのは、このデザインで、こちらでインターネットで配信させていただいて、それを使いたい方がプリントアウトしてもらって、内側の、助けを要する、支援を要する内容については、使われる方が自分で書いていただく。例えば席を譲ってもらわないとなかなか立っているのがつらいとか、そういったことを書いていただいて、携帯してもらって、必要な場面でそれを提示してもらおうというような、そういう使い方を考えています。

(片桐委員)

私たちは全国でヘルプカードみたいなものをつくって、それこそ今の話のように携帯して、急に動けなくなったときに「助けてください」と、話もできなくなる病気なのです。それで私たちも2～3年前から、つくろう、つくろうと協議しているのですが、なかなかいいアイデアが出なくて今に至っているのですが、もし市のほうで協力していただけるなら、私たちも考えて、してみたいと思っておりますので、帰りましたら報告したいと思いますので、いい返事をお願いします。

(有川会長)

よろしいでしょうか。ほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは引き続き、こころの健康センターが担当する事業の部分につきまして、こころ

のセンターからの説明をお願いいたします。

(事務局：こころの健康センター)

はい。それでは8ページをお開きください。こころの健康センターからは、自殺対策と精神科救急、地域移行・地域定着支援についてご説明したいと思います。

初めに、8ページの自殺総合対策事業になります。30年度は、相談支援については引き続き実施するとともに、ゲートキーパー、特に若年者のゲートキーパー養成のためのテキストを活用した研修会を実施していきたいと考えております。

まず相談支援ですが、(1)の①、くらしとこころの総合相談会ですが、これは県の弁護士会とか市の薬剤師会、県の産業看護部会等と連携させていただきまして、心の健康や他重債務など、多職種によるワンストップの総合相談会でございます。30年度は中央区で、4月から毎月第3金曜日に定例会を開催するほか、西区と東区でも開催していく予定です。なお、今年度の実績ですが、1月末で11回開催いたしまして、相談者は69名となっております。

②のこころといのちの寄り添い支援事業ですが、これは自殺未遂された方が、自殺の非常にハイリスクであるということから、未遂された方を支援する事業になりますが、自殺未遂された方が運ばれます市内の救命救急センターや、生活保護の担当部署、消防署、警察などの協力関係機関と連携を図りながら、ご本人からも同意いただいた上で、支援をしています。29年度は、1月末時点で39名、相談延べ件数は696件になっています。本事業の支援対象となる方々は毎年増加しておりまして、関係機関の連携も深まっていて、事業が定着してきていると考えています。

③の電話相談になりますが、27年度から県と共同で、こころの相談ダイヤルを開設いたしました。29年度からは、その相談ダイヤルを全県ですが、1回線から2回線に増設しています。本事業におきましては、平日昼間はこころの健康センターの電話相談、また夕方から夜10時までは、こころといのちのホットライン、これは社会福祉協議会さんに委託しています。今もお話ししました、こころの相談ダイヤルと合わせまして、24時間体制の相談体制を構築しています。実績ですが、やはり1月末現在ですが、ホットラインが7,548件、相談ダイヤルのほうが、新潟市分だけになりますが、2,186件で、昨年度よりも増えているという状況です。

3番目の連携体制につきましては、ご覧いただければと思います。

次に(3)の人材育成になりますが、先ほど申し上げました、来年度は大学生および若年層の支援者を対象といたしまして、今年度作成いたしましたゲートキーパー養成のためのテキストを活用して、テキストを用いた研修会を開いていくということを予定しております。

その他、医療福祉関係者や、庁内窓口担当者を対象とした研修会の開催を予定しています。

普及啓発ですが、毎年9月に新潟駅前で行っておりますキャンペーンを、来年度も考えております。

また民間団体支援としては、新潟いのちの電話に運営費の補助を行っています。

また来年度、30年度は、新潟市の自殺総合対策行動計画の第2期の策定の年となっております。行動計画を来年度策定いたしまして、それに基づいて、あらためて対策を推進し

て、市民の皆さん、地域学校関係機関、行政が一丸になって、対策に取り組んでいきたいと考えております。

なお、予算減の分ですが、これは研修会の会場の見直しで、経費を削減したことによるものです。

続きまして、精神科救急のほうをご覧くださいと思います。9ページになります。これは、精神症状の急激な悪化などによりまして、緊急に医療が必要となった市民の方が、いつでも安心して精神科医療機関に受診できるよう、精神科医療機関の輪番による救急体制を確保するといったものです。また合わせまして、救急隊や警察の関係機関へ医療機関の情報提供を行います精神科救急情報センターと、市民の皆さんからの相談に対応する精神医療相談窓口、これは緊急の精神医療に限定していますが、その窓口を運営いたしまして、より円滑な受診体制を提供していきたいと考えています。これらは、新潟県と共同で運営していきます。また、相談窓口については、チラシやホームページを活用しまして、より一層周知を進めていきたいと考えております。

なお、予算減につきましては、郵便など事務費を精査して、削減したことによるものでございます。

3番目になりますが、10ページをご覧ください。最後に、地域移行・地域対着支援事業になります。これは、書いてありますが、新たな長期入院を防いで、精神障がいをお持ちの方が安心して地域生活を送れるように、平成26年度から関係機関の連携強化などによりまして、精神保健医療福祉体制の整備を進めているところでございます。

来年度も引き続き、行政機関、医療機関や、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所などの関係機関との連携強化を図るとともに、関係職員の技術力向上と、効果的な支援対策の構築を目的としまして、以下の4つの事業に取り組んでいきたいと考えております。

また、先ほども話題に出ておりましたが、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けまして、関係機関による協議の場の設定について、検討を進めていきます。

なお、この予算の減の部分になりますが、これは消耗品でありますとか事務費の削減とともに、29年度にアパート暮らし体験事業を中止したことによるものでございます。

事業の内容についても、少し説明していきたいと思いますが、まず精神科病院情報交換会ですが、これは市内の精神科10病院の相談員を対象といたしまして、各病院における地域移行の取り組みでありますとか、日々の業務等について、お互いの取り組みから学ぶことを目的に、情報交換・意見交換を行うものです。

(2)の社会資源見学ツアー、これは医療機関とか相談支援事業所、育児サービス事業所などの関係機関、更生機関の職員を対象といたしまして、市内の精神科病院でありますとか、障がい福祉サービス事業所の見学と、その後にそれを踏まえてグループワークを行って、精神障がいをお持ちの方が地域で暮らしていくための課題等を共有していくというものでございます。見学した先の障がい者福祉事業所におきまして、通所している方の体験談を伺ったり、そこで提供されているご飯を食べたりしまして、精神障がいをお持ちの方の実際の活動に触れていただくとともに、さまざまな関係機関から多くの職種の方々が参加して、情報意見交換をすることで、機関同士の顔の見える関係の構築にも寄与していると考えています。この事業は、昨年度までは4コースございましたけれども、参加者が少ないコースもあることから、見直して2コースにしていきます。

3番目の地域移行・地域定着支援研修会になりますが、これは精神保健福祉医療の関係者を対象といたしまして、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築についての講義でありますとか、退院後の支援に関する講義と、合わせてグループワークなどを行います。訪問看護ステーションでありますとか、介護サービス事業所などからの参加も増えておりまして、連携して支援する機会が多いと考えられる区ごとに分けて、区単位でグループワークをするなど、地域生活を支えるための連携を、参加者全員で考えていくものです。

また、最後になりますが（4）のピアサポーターによる普及啓発活動、先ほども話題が出ておりましたけれども、精神障がいをお持ちの方が、安心して地域生活を送ることができるよう地域づくりのために、当事者の方が病気でありますとか、障がい、生活、また生きづらさについて自ら語っていただくというものでございます。これは28年度から開始しております、民生委員やコミ協の委員さんに向けて活動していますが、29年度は医療機関にも実施しております。活動する事業所や当事者の方も増えております。来年度は活動方向について検討していきまして、市民の方の精神障がいへの理解をより一層深めるように、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

こころの健康センターからは以上でございます。

（有川会長）

ありがとうございました。ただいまのこころの健康センター担当部分につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは引き続き、学校支援課が担当する部分につきまして学校支援課から説明をお願いいたします。

（事務局：学校支援課）

はい、学校支援課齋藤でございます。私のほうからは、平成30年度学校支援課の主な事業について説明をいたします。

学校支援課では、共生社会の実現を目指し、3つの事業を実施いたします。11ページをご覧ください。初めに、インクルーシブ教育システム構築の推進事業として、新潟市立幼稚園、保育園、学校の教職員の、特別支援教育にかかわる専門性向上のため、校長、教務主任、あるいは特別支援教育コーディネーター等職員別の研修を実施いたします。この研修体系は、平成27年度から5年計画で始まり、30年度は4年目にあたります。管理職・主任層等、職位別に特別支援教育に関する研修を行うことにより、校長のリーダーシップの下、全教職員で、インクルーシブ教育システム推進のための知識や考え方を共有し、特別支援教育を全校体制で、組織的、計画的に推進することをねらいとしております。

またこのほかに、実際に特別支援学級の授業を担当する担当者は、総合教育センター主催の特別支援教育の、11の講座研修の受講をすることができます。特別支援学級担当者与管理職、教務主任、コーディネーター等、主任層の両側から、特別支援教育の専門性を向上し、教育的支援を必要とする児童生徒の、自立と社会参加につながる力を育てまいります。今年度、こちらの特別支援教育関係の研修講座受講者数は1,614人でした。来年度は、今の数値を上回り、担当者の専門性が向上するよう、学校に働き掛けてまいります。

次に12ページです。特別支援教育サポートネットワーク事業です。ご存じのように、

支援を必要とする児童・生徒は年々増加しております。そういった子どもたちのニーズに対応するためには、地域の教育資源を活用していく必要がございます。この事業は、西大畑にある特別支援教育サポートセンターを中核として、東西の特別支援学校、8区すべてに設置した通級指導教室、あるいは関係機関と連携し、教育相談や就学相談を行い、小中学校に在籍する、教育的支援を必要とする児童生徒の支援を行ってまいります。平成 29 年度のサポートセンターの学校支援延べ件数は、1月末現在で 423 件、相談件数は 879 件です。主な内容は学力の不振や集団不適応です。こちらも年々増加の傾向があります。こういった増加する案件に対しまして、各区に設置をした通級指導教室設置校は、特別支援教育推進校として指定をし、各区の特別支援教育の推進のために、小中学校の教育相談や巡回指導を行っております。

また、ともに生きるまちづくり条例を受け、各学校で実際に行われている合理的配慮についてアンケートを行い、集約・分析を行いました。具体的な実践については、先ほどの合理的配慮セミナーの会合で発表、共有し、各学校で活用できるようにしております。また、例年行っている特別支援教育ボランティアについても、区役所・公民館・図書館等にチラシを配布し、募集を行い、希望校に配置をしております。平成 29 年度は、登録者数 149 人、延べ実績者数 197 人、延べボランティア回数 652 回でした。30 年度もボランティアを募集し、希望校により多く配置をしたいと考えております。

次に、早期からの就学支援の推進です。13 ページをご覧ください。新潟市では、一人一人に応じた学びの場を提供するために、学校支援課と、各区教育支援センターが連携し、年長児を対象に、就学相談会を実施しています。平成 29 年度の相談会参加者数は 845 人でしたが、このほかに、随時の相談件数を加えると、1,000 件を超えると思われれます。年々増加する就学相談会参加者に対応するために、平成 30 年度は夏・秋の相談会に加え、春も行うことといたしました。

また、就学に関して、幼稚園・保育園と小学校の引継ぎがスムーズに進められるように、情報共有のツールとして、入学支援ファイルを作成・活用しております。平成 29 年度入学支援ファイルを作成し、学校に提出いただいた人数は、362 人でした。この提出した子どもたちについては、全員に個別の指導計画、あるいは個別の教育支援計画を作成し、支援をしております。平成 30 年度も引き続き、入学支援ファイルの作成を呼び掛け、幼保・小学校のスムーズな接続を支援してまいります。

以上 3 つの事業を通じて、学校支援課では、来年度も特別支援教育の充実・推進を図ってまいります。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。ただいまの学校支援課が担当する事業につきまして、ご質問・ご意見等ございますでしょうか。はい、富田委員。

(富田委員)

11 ページの研修、特に実践事例というのはすごく有益だと思いますので、続けていただきたいと思います。それで、また具体的なことになってしまうのですが、やはり先生によってすごくばらつきがあるというのは、親御さんの意見ですごく多いです。また、ちょっとホームページを見たところ、「管理職と担任のための特別支援学級ガイドブック」というのを見つけたのですが、これがまだ基礎の基礎みたいなところなのですが、これをもっと

もっと、2つも3つもステップアップさせるような感じで、具体的なガイドブックをつくれなかな、あるのかわからないですが、お願いしたいなと思いました。

例えば先ほど言ったような、入学式で初めて生徒を受け入れるときに準備しておかなければいけないこととか、あと支援級、支援学校の生徒が理解しやすい時間割りの提示の仕方とか、あと全校集会、運動会、合唱などの行事で、見通しをもって参加できる具体的な支援例とか、そうした本当に具体的なものを、普通級から支援級に配属になった先生に渡せるようにしておくのと、ばらつきがないし、最低限の教育が保障されるのではないかというふうに思います。そういったことをしないと、やはり子どもがかわいそうなので、ぜひ取り組んでいただければなと思いました。

(有川会長)

いかがでしょうか。

(事務局：学校支援課)

はい、ありがとうございます。ただいまお話に出てまいりました、「特別支援学級のガイドブック」、こちらは28年度に作成をしたものです。それに先立ちまして、27年度は、「個別の教育支援計画Q&A」という冊子をつくっております。今年度は、今ちょうどでき上がったばかりで、新年度配布を考えておりますが、「特別支援学級の授業づくりガイドブック」を作成いたしました。こちらは、特別支援学級の各教科の進め方を中心としておりますが、今お話をいただきましたように、子どもたち個々の、個別の対応についてもページを割いておりますので、4月になりましたらこれを活用して、支援課、それから総合教育センターの研修講座で、共通して活用して、専門性の向上に向かって頑張っていきたいと思っております。

(有川会長)

よろしいですか。

(富田委員)

はい、ありがとうございます。よろしくお願いします。

(有川会長)

ありがとうございます。こういったものはインターネット、ホームページか何かに公開されますか。

(事務局：学校支援課)

はい、私が今申し上げたガイドブック3つにつきましては、サポートセンターのホームページにあがっております。「授業づくりガイドブック」につきましては、近日中に公開する予定になっております。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、意見が出そろったようですので、報告事項(1)については終了させていただきます。以上で、予定された報告事項については終了いたしました。

## 6. その他

(有川会長)

次に、その他ですけれども、事務局から何かございますでしょうか。特にはございませ

んでしょうか。それでは、平成 29 年度第 4 回の審議会の議事、報告事項、およびその他につきましては、これで終了となります。皆様、活発に発言・議論していただきまして、誠にありがとうございました。これで、進行を事務局のほうにお返ししたいと思います。

(司会)

有川さん、長時間に渡りまして審議を進行していただき、ありがとうございました。また委員の皆様も、活発なご発言をいただきまして、本当にありがとうございました。

来年度の人事異動のほうが発表されまして、本年度をもちまして、福祉部長の佐藤、並びに障がい福祉課長の田中が、福祉部を離れることとなりました。まず、福祉部長の佐藤より、皆様にごあいさつ申し上げます。

(佐藤福祉部長)

本日は活発なご審議、ご意見いただきまして、誠にありがとうございました。新年度も、皆様からいただいた意見を参考に、我が市の福祉をより良くしていきたいというふうを考えております。

今紹介がありましたように、私、副支部長を今年度で交代という形になりました。私は平成 26 年度から 4 年間、福祉部長をさせていただきました。この間、ご審議いただいた障がい福祉計画、これ 2 回ほど計画させていただきました。一番大きかったのは、平成 28 年 4 月 1 日から施行しております、障がいのある人もない人もともに生きるまちづくり条例、これについて検討会から議会の審議、条例の施行といったところまでさせていただきました。本当に皆様から貴重な意見をいただいたというふうを考えています。

4 月からは、保健衛生部のほうに移らせていただきます。当然医療関係になっておりますので、皆さんとの関係が切れるというわけではないと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。どうもありがとうございました。

(司会)

続きまして、障がい福祉課長の田中より、ごあいさつを申し上げます。

(田中障がい福祉課長)

障がい福祉課長の田中でございます。私はこちらに来てから 2 年間ということでございます。皆様は、今回改選されて 1 年ということで、その間に、本日議論いただきました計画をつくっていただきまして、本当に感謝申し上げたいところでございます。あと、障がい福祉課、私を含めて今回 6 人の者が移動いたします。今回この場に、事務局としてはほかに 3 名のものがありまして、管理係長の高橋、在宅福祉係の吉沢、管理係の熊谷、今事務局としておりますけれども、その 3 名が異動します。私は今年の 4 月からは、南区役所の健康福祉課のほうに異動します。また健康福祉課ということですので、またいろいろ皆様とかかわり持つことが多々あるかと思ひますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

(司会)

では、引き続き事務連絡でございますが、駐車券ですけれども、無料処理をしてありますので、お帰りの際、受付のほうで受け取っていただければと思います。

では、以上で、平成 29 年度第 4 回新潟市障がい者施策審議会を終了させていただきます。本日はお忙しい中、本当にどうもありがとうございました。